

【用語】 定免—定免法、数年間の収穫量の平均を基礎に年貢額を固定すること 本代—本途物成のこと 検見—定免法に対する税法で、検見役人が実り具合を検査してその年の年貢率を決める 本鉢—本来の趣旨 存念—所存、いつも心に思うこと 作徳米—年貢分を引き、農民の手に残る米 合付帳—検見の際に作成する帳簿 直道—正しい道、正道 引石—年貢を減免すること 免米—年貢米 不直—正しくないこと、不正道 旱損—かんばつによる被害 毛替作—田へ米以外のものを植えること 夫食—農民の食糧用の米 鎌入—刈り取ること 隠田地—検地の際に隠していた土地 地方—町方に対する村方 態々—わざと 鹿略—おろそかに扱うこと 小前—一般の本百姓 附属—勸農掛附属のこと

【解説】 川越藩は、年貢の減少や農村人口の減少で荒廃した前橋分領の村々を復興するため社倉制度しゃやうを施行し、不時の飢饉などに備えたが、さらに文政二年（一八二二）四月、勸農役所を発足させてその対策に本腰を入れた。勸農役所は、勸農掛元締二人、勸農掛五人、同郷目付二人、同郷廻五人、同補助五人の家臣から構成されていたが、その下に実務を担当する五人の勸農掛附属（勸農附属）が配置された。勸農役所の中核をなした勸農掛附属には、この「勸農日記」を残した群馬郡東国分村（群馬町）の住谷武兵衛など、前橋分領内の有力農民が任命され、彼らはそれぞれ特定の村々を担当して農民を督励した。

この文書は、文政四年九月に勸農役所から出されたものであるが、この年は天候不順のため作物の発育が悪く、村々は定免を放棄して検見取りを願った。またこれを発端として善養寺領一揆が起こっている。このような事態を背景に、役所は定免制の利点を強調し、「荒し作り」を嚴重に禁止している。すなわち年貢の対象となる田畑に肥料などを施さず、手入れもしないで荒し放題にしておき、作柄が悪いといて検見を願って年貢高を減らしてもらい、年貢が免除されている厄介地の管理に専念するといった方法の禁止である。このようなことはすでに文政二年四月の「告諭」並びに十月の「郷例御弁書」にも述べられており、この文書はその再確認と思われる。